

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第8条の規定に基づき公告します。

平成30年6月15日

新潟市長 篠田 昭

1 入札に付する事項

| | |
|-----------------|---|
| (1) 件名 | 新潟市江南区役所飲料自動販売機（その2）に係る公有財産貸付 |
| (2) 品質・規格・数量など | 仕様書のとおり |
| (3) 契約の条項を示す場所 | 新潟市江南区役所地域総務課 |
| (4) 入札日時及び場所 | 平成30年7月2日（月曜）午前10時20分 新潟市江南区役所 3階 入札室 |
| (5) 入札保証金 | 新潟市契約規則第10条第2号により免除 |
| (6) 契約保証金 | 免除 |
| (7) 入札を無効とする場合 | 新潟市契約規則第17条第1項の規定に該当するときは無効とし、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合は入札の全部を無効とします。 |
| (8) 最低貸付料 | 仕様書のとおり |
| (9) 議会の議決に関する事項 | 無 |
| (10) 備考 | 入札金額欄は、消費税及び地方消費税を除いた金額で、売上額100円に対する貸付料（貸付単価）を小数点以下第2位まで記入してください。 |

2 貸付物件

仕様書のとおり

3 設置方法

自動販売機は、地方自治法第238条の4第2項第4号、新潟市公有財産規則等に基づき、賃貸借契約（以下「貸付」という。）により設置するものです。

4 貸付（設置）場所

新潟市江南区泉町3丁目4番5号

新潟市江南区役所 1階 市民ホール 1台（別紙位置図参照）

5 貸付期間（予定）

平成30年8月1日から平成35年7月31日まで（5年間・更新なし）

6 入札参加資格の要件

- (1) 入札参加申請時において、入札参加資格者名簿（業務委託）に「自動販売機設置（紙コップ飲料）」の登録がある法人又は個人
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 指名停止措置を受けていない者
- (4) 新潟市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の別表2の10（暴力的不法行為）の適用に該当しない者
- (5) 市税の滞納がない者

7 入札の参加手続

- (1) 入札参加申込期限 平成30年6月26日（火曜） 午後5時まで

- (2) 受付期間

入札公告の日から入札参加申請期限の日までの午前9時から午後5時まで
（土・日・祝日を除く）

- (3) 入札参加申請受付場所

新潟市江南区泉町3丁目4番5号

新潟市江南区役所 地域総務課

電話：025-382-4536（直通）

- (4) 提出方法

参加希望の方は、提出書類に所定事項を記入、押印のうえ、直接ご持参ください。郵送、ファクシミリ、電子メールによる受付は行いません。

- (5) 提出書類

- ① 一般競争入札参加申請書（自販機様式）

- ② 事業者（会社）概要

会社のパンフレットでも結構です。会社名、所在地、経歴、従業員数等の表記があれば、形式を問いません。（パンフレットに補記することも可）

- ③ 設置する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力等機能が確認できるもの）

- (6) 入札にあたっての留意事項

- ① 入札金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額で、売上額100円に対する

貸付料（貸付単価）を小数点以下第2位まで記入してください。

- ② 入札書の文字や金額が不明瞭で判読できないもの、金額を訂正したもの、記名・押印のないものは無効とします。

8 質疑書の提出について

説明会を開催しませんので、質疑事項がある場合は、下記により必ず質疑書を提出してください。なお、提出は入札参加資格要件を満たしている者に限ります。

- (1) 様式 別紙様式に準じて作成してください。
- (2) 提出期限 平成30年6月27日（水曜）正午まで
- (3) 提出先 新潟市江南区役所地域総務課
- (4) その他 電話、ファクシミリでの受付はいたしません。
電子メール（chiikisomu.k@city.niigata.lg.jp）で送付してください。
回答は、申請者へメールで行います。

9 入札時の注意事項

- (1) 入札時刻に遅れた場合は、入札に参加できません。
- (2) 代理人が入札する場合は、委任状を提出してください。
- (3) 業務履行が困難と判断できる高額の貸付料での落札の場合は、費用、履行体制などについて調査する場合があります。調査の結果、履行困難と判断した場合は、失格とする場合があります。
- (4) 入札参加申請後に入札を辞退する場合は、書面で届出するものとします。
- (5) 入札に参加される人は、原則1名とします。
- (6) 1回目の入札で設置予定業者が決定しない場合は再度入札を行います。入札回数は2回を限度とします。

10 設置予定業者の決定

- (1) 設置予定業者が決定したときは、直ちにその旨を設置予定業者に通知するとともに速やかに公表します。
- (2) 設置予定業者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて設置予定業者を決定します。

11 設置予定業者

設置予定業者が自動販売機の設置を辞退し、新たな設置予定業者を決める入札手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、当該設置予定業者の次に高い金額をもって有効な入札を行った参加者を設置予定業者とし、新たな設置予定業者を決めることができるものとします。

自動販売機設置に係る公有財産貸付仕様書

1 入札物件

(1) 自動販売機を設置するための市有財産の賃貸借

- ・対象となる貸付場所は、次のとおり。
 - 新潟市江南区役所 1階 市民ホール

(2) 貸付場所、貸付面積、台数

| 物件番号 | 貸付場所 | 貸付面積 | 台数 | 最低貸付料(月額) |
|------|--------------------------------------|-------|----|-----------|
| 1 | 新潟県新潟市江南区泉町3丁目4番5号 江南区役所 1階 市民ホール | 0.68㎡ | 1 | 279円 |

- ※1 「貸付面積」には、本体設置面積のほか、転倒防止に必要な器具の設置の面積を含む。設置にあたっては、新潟市と協議のうえ設置すること。
- ※2 「最低貸付料(月額)」には、消費税及び地方消費税を含まない。なお、土地・建物の評価に変動があった場合、または新潟市財産条例の改正があった場合には、それらに準じた改正後の額とする。
- ※3 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合も考えられるため、必ず入札(応募)前に設置場所の確認をすること。

2 貸付期間

平成30年8月1日から平成35年7月31日まで(5年間・更新なし)

3 業者選定方法

設置予定業者は、一般競争入札により貸付単価の最も高い者とし、公有財産貸付申請を行い、本市と賃貸借契約を締結し正式な設置業者となります。

4 設置条件

(1) 本体

飲料自動販売機とする。

大きさはおおよそ W850mm×D800mm×H1,900mm 以内とする。

また、デザインは公序良俗に反しないものとし、著しく華美なもの等でないこと。

(2) 環境対策

① ノンフロン冷媒を採用した機種とする。

② 「LED照明」及び「人感センサー」並びに「ピークカット」等、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

(3) 安全対策等

① 自動販売機の設置にあたっては、日本工業規格(JIS)の「自動販売機の据付基準」や日本自動販売機工業会の「自動販売機据付基準マニュアル」等を遵守し、転倒防止措置等の安全確保を十二分に行うこと。

その際、できる限り庁舎の躯体に負担がかからない方法で設置すること。

② 食品衛生「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③ 硬貨選別装置及び紙幣識別装置により、偽造通貨または偽造紙幣の使用による犯罪の防止

に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても、「自動販売機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4) 専用子メーターの仕様

検定付で有効期限内の証明用電気計器を設置すること。

(5) 使用済み容器の回収

- ① 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを必要数設置する。
- ② 回収ボックスの規格
 - ・プラスチック製または金属製とする。
 - ・容器回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから使用済容器が溢れたり、周囲に散乱したりしないよう、十分な収容容積のものとする。
- ③ 使用済容器については、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など関係法令に基づいて適切に処理する。

(6) 自動販売機の設置及び管理運営

- ① 設置業者において、商品の補充及び消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
- ② 設置業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って自動販売機の維持管理に努めるほか、故障時には即時対応すること。
- ③ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

5 販売商品の種類等

- (1) 酒類を除く清涼飲料水とする。また、容器は紙コップによる販売に限る。
- (2) 通常の定価販売とすること。
- (3) 商品の一部に、常時冷水及びお湯をいれ、無償にて提供すること。

6 商品管理

- (1) 商品管理には万全を期すこと。特に不良品点検（賞味期限切れ等）は厳しく管理すること。
- (2) 江南区役所開庁時間内に適宜商品を補充し、売切れが生じないようにすること。

7 貸付料及び納入方法

- (1) 貸付料は、自動販売機に係る毎月の売上の合計総額を100で除した値に「入札金額」に記載された貸付単価（売上額100円に対する貸付料）を乗じて得た額（円未満切捨て）により積算する。
- (2) 設置者が新潟市に支払う貸付料は（1）の当該金額に消費税及び地方消費税を加算した金額（円未満切捨て）とする。なお、消費税及び地方消費税が変わったときは、これに従うものとする。
- (3) （1）による貸付料が最低貸付料に満たない場合は、最低貸付料を当該月の貸付料とする。
- (4) 貸付料は、新潟市が発行する納入通知書により、毎月新潟市の指定する期日までに支払うものとする。なお、貸付期間が1月に満たない端数がある場合の最低貸付料は、日割りをもって計算する。

8 売上手数料

徴収しない。

9 費用負担

設置業者は、次の費用を負担するものとする。

- (1) 自動販売機の搬入設置及び撤去に伴う運搬費，工事費等
- (2) 自動販売機の電気料金を計測するための専用子メーターの設置費等
- (3) 自動販売機の正常稼動に必要な光熱水費（「新潟市公有財産事務取扱要領第5章第7節光熱水費の実費徴収」を準用）
- (4) 自動販売機の稼動に必要な点検調整費，修理費等
- (5) 空き容器回収箱等，新潟市の指示する物品
- (6) 空き容器処理費

なお，設置，工事等に当たっては新潟市の指示に従うものとする。

10 契約の解除

設置業者は，自己の都合により自動販売機を取り下げる場合は，事前に新潟市に書面により通知し，新潟市の指示する方法により契約を解除することができる。

11 自動販売機設置に伴う事故

新潟市の責に帰する事由による場合を除き，設置業者がその責を負う。

12 商品等の盗難及び破損

- (1) 新潟市の責に帰することが明らかな場合を除き，新潟市はその責を負わない。
- (2) 設置業者は，商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは，自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

13 原状復旧

設置業者は，自動販売機を撤去したときは，設置業者の責任と負担のもとに原状復旧を行い，新潟市の確認を受けること。

14 その他

本仕様書に定めのない事項については，協議のうえ決定する。

15 参考データ

平成29年度年間販売実績

有料販売商品 約4,600杯

無償提供（水・湯） 約5,300杯

開庁時間 午前8時30分から午後5時30分まで

閉庁日 土曜・日曜・祝日，12月29日から1月3日まで

業務実施要領

1 自動販売機及び販売商品

- (1) 自動販売機の設置に伴い設置業者に保健所への届出義務がある場合は、設置までに届出を完了すること。
- (2) 販売商品の容器は紙コップに限る。
- (3) 自動販売機の機種(型式)並びに販売商品の種類を変更しようとするときは、新潟市と事前に協議すること。
- (4) 設置業者が販売価格帯を新設又は変更しようとするときは、新潟市と事前に協議すること。
- (5) 商品の一部に、冷水及びお湯をいれ、無償にて提供すること。
- (6) 設置する自動販売機は、新品・未使用品とする。

2 自動販売機の搬入及び撤去

- (1) 搬入に際しては、新潟市の指示に従うこと。
- (2) 契約期間満了日に撤去すること。

3 売上金額等の確認について

設置業者は各月の売上金等を自動販売機のカウンターにより毎月25日以降月末までに確認し、翌月15日までに、新潟市に売上金等を証する書類を提出すること。ただし、新潟市が立会いを申し出た場合は、新潟市立会いのうえ確認すること。また、新潟市が売上金等の調査を行う場合は、実地調査及び関係書類等の提出を求めることができる。

4 貸付料の納入

- (1) 毎月、新潟市の発行する納入通知書により新潟市に支払うこと。
- (2) 納入通知書に記載されている納入期限までに、納入を完了すること。
- (3) 貸付料の納入が遅延したときは、その間営業停止の措置をとる。

5 設置業者の商品管理

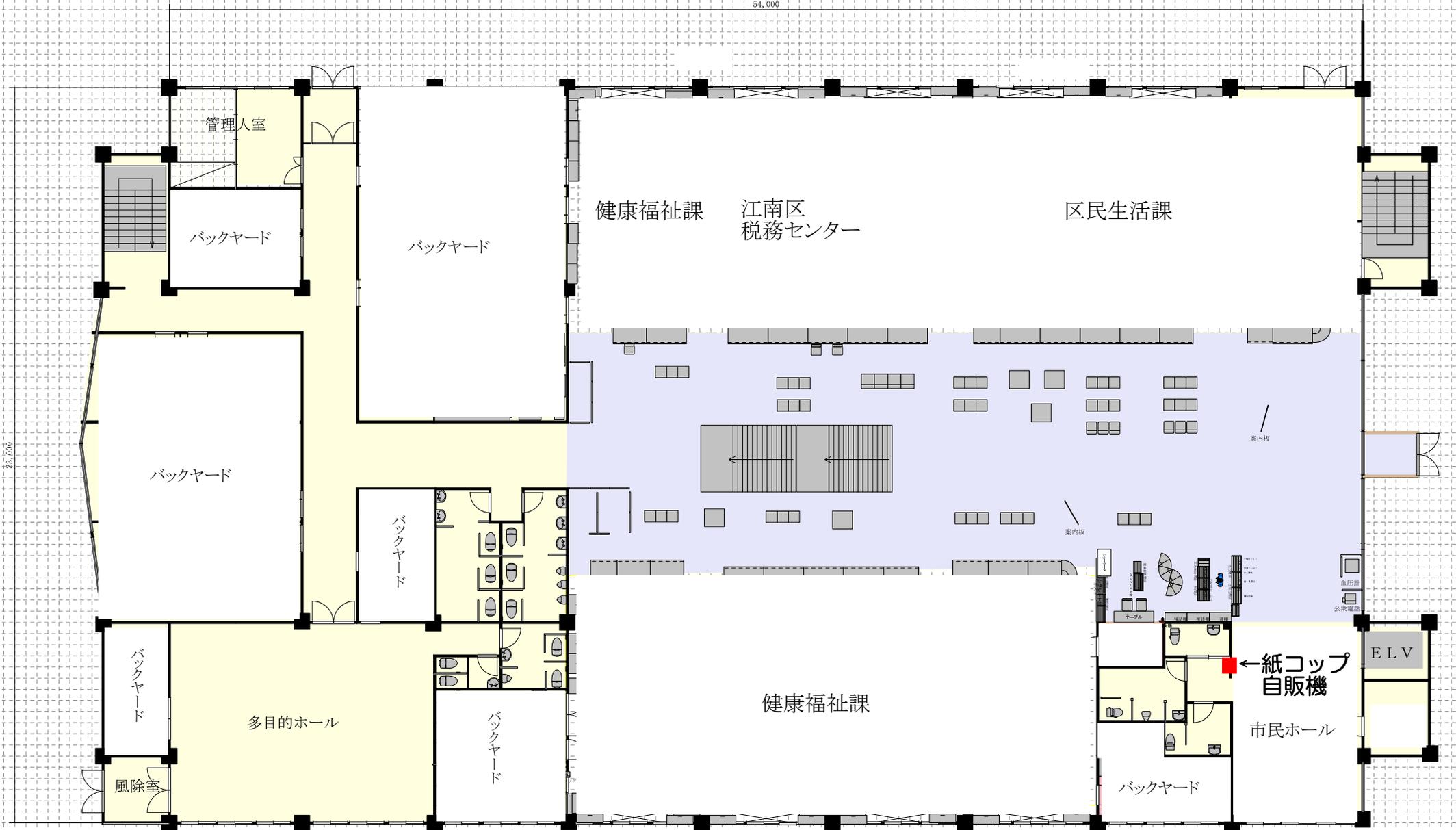
- (1) 商品管理に万全を期すこと。特に不良品点検(賞味期限切れ等)は厳しく管理すること。
- (2) 江南区役所開庁時間内に適宜商品を補充し、売切れが生じないようにすること。
- (3) 商品等の搬出入時は制服又は名札を着用し、通常は施設所定の出入口から行うこと。

6 その他

- (1) 自動販売機の破損等の異常を発見したときは直ちに相互に通報すること。
- (2) 自動販売機の異常が発見されたときは速やかに解決のための人員を派遣すること。
- (3) 自動販売機の故障、つり銭不足の苦情は設置業者の責任において迅速に対応すること。また、故障の連絡先を明記したステッカーを見やすい場所に貼付すること。
- (4) 自動販売機の稼動は搭載機能を最大限生かし、節電に心がけること。
- (5) 使用済み容器等の撤去については、商品補充時に確実にすること。
- (6) 施設内では新潟市の指示に従うこと。

江南区役所 1階

54,000



33,000